

# 津山商工会議所優良従業員表彰規則

## (目的)

第1条 本商工会議所の会員事業所における従業員で永年勤務し、その職務に精励し、他の模範となる者を表彰する。

## (表彰基準)

第2条 前条の表彰者の基準は、次の通りとする。

1. 会員事業所の従業員であって同一事業所に30年以上勤務し、成績優秀で、他の従業員の模範となる者。
2. 会員事業所の従業員であって同一事業所に20年以上勤務し、成績優秀で、他の従業員の模範となる者。
3. 前年までの被表彰者は該当しない。(契約社員も含む)

## (推薦資格)

第3条 会員事業所が従業員の推薦をする場合は次の各号に基づいて行う。

1. 当所の会員として、継続3年以上の会員事業所であること。
2. 該当する年度の会費が完納されていること。
3. 被表彰者の推薦は別に定める推薦書と、勤務年数が確認出来る資料を添付して会員名により推薦する。

## (表彰方法)

第4条 表彰は原則として毎年3月に行うものとし、総務運営委員会の審査を経て常議員会において決定する。

1. 30年以上の表彰は、日本商工会議所会頭ならびに津山商工会議所会頭の連名により表彰する。
2. 20年以上の表彰は、津山商工会議所会頭により表彰する。
3. 被表彰者には記念品を贈呈する。

## 附 則

1. この規則は昭和56年9月1日より実施する。
2. この規則は昭和60年2月1日より改正実施する。
3. この規則は平成28年11月1日より改正実施する。